

特記仕様書

本修繕は、本仕様書に記載されている事項により、施工を行うものとする。

本特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の電気設備工事共通仕様書（最新版）、電気設備工事標準図（最新版）に準じ施工するものとする。また、電気設備技術基準、内線規定、その他関係諸法令、諸法規に基づき、安全確実に施工する。

1 修繕内容

- ① 件 名 : 令和8年度消防設備修繕
- ② 修繕場所 : 那覇市曙2丁目18番1号外4校
- ③ 施工期間 : 契約の日から令和9年2月26日まで
- ④ 内 容 : 現行法に適合させるため消防設備の更新を行う。

2 一般事項

- ① 本修繕に使用する資材のうち沖縄県内で生産、製造され、かつ規格、品質、価格が適正である場合はこれを優先して使用する。
- ② 本修繕に使用する機器及び資材等は、本設計図書、本特記仕様書によるものとし、全て本設計書に記載されている物と同等品、もしくは同等品以上とする。
- ③ 使用機器及び資材等はすべて新品とし、あらかじめ監督員の承諾をうけて使用する。
- ④ 本修繕に関わる官公庁への諸手続きは、すべて受注者の負担とする。
- ⑤ 本設計図書及び特記仕様書に疑問が生じた場合は、監督員と協議のうえ決定する。
- ⑥ 本修繕の完成ならびに諸法規上当然必要と認められるものは、明記なき事項でも受注者が責任を持って施工し、その費用も負担する。
- ⑦ 本修繕の施工に際して、必要がある場合は、施工図を提出し監督員の承諾を得て施工にあたる。
- ⑧ 本修繕の施工にあたっては、停電作業時間や作業区域などで学校の運営に支障が出ないように学校責任者と十分に調整すること。また、生徒の安全には十分注意すること。
- ⑨ 本修繕は、既設建築物内設備を十分に調査、確認し施工にあたること。
- ⑨ 現場代理人は、作業時において現場に常駐で配置すること。ただし工場製作期間中等、現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しない期間等を定めることができる。
- ⑩ 廃棄物や副産物がある場合は写真撮影後、産業廃棄物処理場に搬入して適切に処理すること。
- ⑪ 写真は下記の項目で撮影し、提出すること。
 - ・着工前、各工程毎の施工中、完成
 - ・廃棄物や副産物の搬出状況
 - ・使用資材(規格、寸法、数量等が確認できること)
 - ・試験状況

3 仮設について

当該修繕に必要な電気、水道は構内既存施設を利用できる。

4 提出書類

- ① 修繕着手時（契約後速やかに）
 - ・着手届
 - ・現場代理人等届
 - ・実務経験証明書（資格の写しを添付）
 - ・修繕工程表
 - ・使用材料承諾願
- ② 完成時提出書類
 - ・申請書、試験成績書
 - ・完了届
 - ・修繕写真
 - ・完成図面

5 受注者の責務

- ① 受注者は、本修繕により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。又、本修繕に関する成果品は全て発注者の所有とし、発注者の許可を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。
- ② 受注者は、本修繕を施工するに当たって「那覇市発注公共工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成23年1月12日）」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。
 - ・暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - ・暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
 - ・排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。
- ③ 受注者は、本修繕を施工するに当たって「那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策」に基づき、次にあげる事項を遵守しなければならない。
 - ・受注者（落札者）は、暴力団密接関係者を市発注修繕等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を発注者へ提出しなければならない。
 - ・受注者は、本修繕契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位受注者」という。）に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書（下請用）を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。
 - ・受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
 - ・受注者はその旨、全ての本修繕関連者に周知しなければならない。